

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 1 回枚方市環境審議会
開 催 日 時	平成 25 年 5 月 30 日（木） 15 時 00 分から 16 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館 4 階 特別会議室
出 席 者	会長： 浅野委員 副会長：高橋委員 委員： 石川委員、稲森委員、今田委員、岩城委員、小川委員、 柿丸委員、小杉委員、下野委員、永嶋委員、野田委員、 増田委員、丸井委員、三田村委員
欠 席 者	委員： 河合委員、木瀬委員、笹井委員、田中委員、藤尾委員、 溝口委員、三輪委員
案 件 名	審議案件 1. 「枚方市公害防止条例の見直しについて（部会報告）」について 2. 「枚方市公害防止条例の見直しについて（答申案）」について
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市公害防止条例の見直しについて（部会報告） 資料 2 枚方市公害防止条例の見直しについて（答申案） （部会報告からの変更部分のみ）
決 定 事 項	枚方市公害防止条例の見直しについての答申内容について、会長に一任し、後日答申を行う。
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	環境保全部 環境総務課、環境公害課

審 議 内 容

<開 会>

浅野会長： 皆さま、こんにちは。定刻となりましたので、平成25年度第1回枚方市環境審議会を開催します。

それでは、岩田環境保全部長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

環境保全部長：(挨拶)

浅野会長： ありがとうございます。それでは早速ですが、事務局から諸般の報告をお願いいたします。

事務局： 本日の出席委員数は15名で、2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

<案 件>

浅野会長： 枚方市公害防止条例の見直しにつきましては、公害規制検討部会で非常に深く議論していただきました。

下野部会長から部会報告をご説明いただき、委員の皆さまに審議していただきたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

下野委員： 枚方市公害防止条例の見直しについての部会報告を、資料1に基づき、ご説明させていただきます。

昨年の11月に枚方市長から「枚方市公害防止条例の見直しについて」の諮問を受け、審議会に部会を設置し、浅野会長からご指名をいただきました7人の委員で部会を7回開催し、審議を行ってまいりました。

今回の諮問事項は、条例の規定全般に及ぶもので、部会における審議も多岐にわたるものとなり、部会委員の皆さまから活発なご意見をいただきました。さらに事務局でも情報の収集、整理等を精力的に行っていただき、こうした審議の結果を部会報告としてとりまとめ、本日審議会へ報告させていただきます。

さらに、部会委員からいただきましたご意見は、今後の公害防止施策を進めるにあたって参考になるものも多くありましたので、部会報告にできるだけ盛り込みましたが、個々の事項に盛り込めなかったものについては、附帯意見としてとりまとめて記載させていただきました。

中身の詳細につきましては、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

浅野会長： ありがとうございます。それでは、続きまして事務局から、内容について説明をよろしくお願いいたします。

事務局： (資料1について説明)

下野委員：	ありがとうございました。ただいまご説明がありましたように、部会報告は現行の条例に則して「工場・事業場に対する規制」「地下水の採取規制」「特定建設作業に対する規制」「カラオケ等音響機器に対する規制」「総則及びその他の規制等」の章から成っております。部会での審議を進めるにあたっては、現行の公害関係法令、府条例との関係から、市条例独自の部分について、必要あるいは現在の状況であれば必要でないという形で検討いたしました。資料1の22ページの図「枚方市における公害規制の体系」が示すように、公害防止条例としては量が少なくなったように見えますが、他の公害関係法令と連携することで、市として十分な公害規制制度になるものと考えております。
浅野会長：	ありがとうございました。それでは委員の皆さまから、ただ今のご説明に対して何かご質問やご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。
小杉委員：	地下水利用につきまして、管理しながら使っていく方向で見直すということは非常に良いと思います。市レベルで地下水を管理することで、災害時に非常に利便性がありますので、ぜひ積極的に管理・利用し、環境面での地盤沈下防止規制だけでなく、防災面での活用もできれば、現在の時勢に合った形でとても新しく良いシステムだと思います。
事務局：	ご意見ありがとうございます。ご紹介させていただきますと、大阪府下では、災害時協力井戸という、各家庭の井戸も含めて災害時の雑用水等の利用にご協力いただく制度があり、枚方市内でも多くの登録をいただいております。
浅野会長：	それは、より多くの枚方市民に知っていただく必要がありますね。
小杉委員：	市が飲み水あるいは生活用水として利用するための水質の管理を行い、その情報を受け取ることが出来るのでしょうか。
事務局：	飲み水はかなり厳しい水質検査を定期的に行う必要がありますが、飲み水以外の雑用水につきましては、それほど基準は厳しくありません。災害時も、飲み水はペットボトル等による供給を行い、トイレ等の雑用水に井戸水を利用いただければと考えております。
浅野会長：	災害時は、枚方市だけでなく多地域で水が必要になります。そういう点では、枚方市は給水できる条件が整っていると思いますので、災害時において、より都市圏に水を送らなければいけないという状況にもあると思います。
事務局：	枚方市の水道局はしっかりとした浄水施設を持っていますので、東日本大震災の際にはいち早く岩手県へ給水の応援に行っています。
増田委員：	資料1の27～38ページの枚方市公害防止条例の要綱案は、既に部会で審議された内容が組み込まれたものでしょうか。現行条例からの変更点がわかる資料があると良いのではと思います。

事務局： 部会で審議をしていただいた内容を、条例として形にしたものになります。

三田村委員： 部会においても、この要綱案について検討し議論しています。資料1の構成としては、21ページまでに見直しの趣旨や理由を示し、27ページ以降の要綱案は、それに沿って変更した趣旨を示しています。この要綱案をまとめるにあたって、現行条例と見直し案とを並列した資料を事務局で用意していただき、部会において検討しました。

下野委員： 今回の部会報告では示していませんが、部会では新旧対照表のような資料を基に検討し、それを法律の言葉にさせていただいたものがこの要綱案になります。

丸井委員： 地下水採取規制につきまして、地盤沈下が発生すると回復が難しいことはよくわかりますが、一方で、地下水が満杯の状態にあるということもよく耳にします。地下水採取規制は必要だと思いますが、採取量の削減努力義務を課し、必要に応じて減少勧告を行うという説明を見ただけでは、危機感を煽られるように感じます。地下水についての現状や、それに応じてどういった規制が必要となるのかを説明した方が、市民にとっても安心かと思います。

浅野会長： 今のご意見は、地下水は枯渇しているのではなくて回復しており、地盤も回復しつつあるので、地下水は無駄に使ってはいけないけれども、有効活用することは望ましいことであるという説明の方がいいのではということですね。

丸井委員： 地下水採取量の減少勧告という説明はやめたほうがいいと思います。

三田村委員： まず、以前に枚方市で多分地下水採取規制が行われたのは地盤沈下があったためです。現在は、採取規制により十分な効果が出て、沈下は鎮静化しています。鎮静化する経緯の中で、枚方市内の揚水量は、沈下の程度が激しかった時代と比べて現状はその2割程度まで減少しています。その理由の一つには、現行条例により規模の大きな井戸の新設が禁止された状態であったことが考えられます。しかし、地盤沈下の再発防止が必要であると同時に、地下水という非常に有効な資源をうまく活用することも重要です。このことから、ネガティブに規制していくのではなく、地下水の有効活用に向けた規制へ変更するため、無限に採取して地盤沈下を引き起こさないように、地盤環境の監視については十分に市民の目が行き届くような条件を与えて、地下水の有効活用を実現する規制へと見直しました。さらに、採取規制は枚方市域を一律条件で行うのではなく、技術基準を地盤の条件に合った形で3地域に分けています。寝屋川に近い西部地域は地盤沈下を起こしやすいので、寝屋川市で規制されている条件に見合うものを与え、穂谷地域は地盤沈下の影響が殆ど無いので規制をあまり強くせず、他の地域に関しては隣接の高槻市の規制に大よそ合わせることで問題ないとしています。このように、地域ごとの条件に合わせた形で、きめ細かな基準を設けていただきました。

揚水量につきましては、大阪府は工業用水法や井戸の報告義務では揚水量のみの届出であるのに対し、枚方市での新たな規制では、技術基準の遵守義務対象者は地下水位の報告も届出義務とするため、井戸に関する情報を収集しやすくなります。このように、地盤環境を監視しながら地下水を有効活用するという条件に見直していただいたものになります。

委員からご指摘のありました、大阪市域で地下水位が上がり過ぎていることや液状化問題がかなり注目されていますが、それと今回の地下水を採取し活用しようとしていることはまた異なるものですので、今回の地下水採取規制の見直しはむしろ地下水の有効活用となります。

浅野会長： ありがとうございます。未来へ向かって有効なものを渡していけるような使い方をしましょう、という形のものでですね。

三田村委員： また、今回の見直しはむやみやたらに規制を緩和するものではなく、地下水を採取する者は採取量の削減に努め、市民も監視できるような形にさせていただき、行政側も十分に地盤沈下等の監視を行ってほしいと附帯意見にも入れていただいておりますので、そういうことを踏まえた有効活用を要望しています。

高橋副会長： 6 ページ(3)①有害物質に係る排水基準が「基準の適用の拡大となる」ことにつきまして、これは指定事業所に限定せず、事業活動を行う工場・事業場から排出される排水に対して一律に適用することを示していますね。そうしますと、指定事業所は要件が定義されているのに対し、事業活動を行う工場・事業場の定義が無いことについて問題が出てきませんか。

事務局： 全ての事業活動を行う工場・事業場から届出を受けるものではありませんので、有害物質の排出を把握できないのでは、というご指摘もあると思いますが、むしろ、何らかの有害物質が排出されてしまった場合に、市が措置を行うことができる規定を設けたと解釈していただければと思います。といいますのも、水質汚濁防止法や大阪府生活環境保全条例や現行の枚方市公害防止条例においても、それぞれの対象となる施設に対して有害物質の排出規制があります。しかし、当初から想定されている施設からの排出については十分規制ができますが、例えば工場では使用していないが有害物質を運搬してこぼれたものを流してしまったという場合など、当初想定していない施設から有害物質が排出された際には、法や府条例では対象外のため規制できませんので、市条例において規制するものです。

高橋副会長： 水質汚濁防止法対象の特定事業場等は定期的な排水測定義務があると思いますが、例えば規模が小さいために指定事業所ではない事業場に対しても、定期的な測定を義務づけることになりますか。

事務局： 水質汚濁防止法対象の特定事業場や府条例対象の届出事業場は測定義務があります。一方、市条例対象の指定事業所やその他の工場・事業場に対しては測定義務がありませんが、枚方市は上水道水源が9割を占め、排水がそのまま淀川へ流れ

	込むため、市内の河川水質をきめ細かに測定しています。もし有害物質が発見され、調査した結果発生源と思われる工場等が法や府条例の規制対象外であった場合、市条例のこの規定が有効に機能するものと考えます。
高橋副会長：	零細な事業場に測定義務のような負担をかけなくても、何かがあった時には規制できるという見通しですね。
事務局：	そのように考えております。
増田委員：	6ページや29ページに示された指定事業所は、騒音ではなく排水基準を定めたものですか。
事務局：	市条例で示した指定事業所では「原動機に定格出力が3.7キロワット以上の施設を設置する工場」も対象としており、これには騒音規制法対象の施設も入ります。騒音規制法では特定施設がある場合に敷地境界上で基準があり、府条例では特定施設がなくても工場・事業場に対して規制基準が適用されます。枚方市では、府条例で基準があるものはそれを適用しますので、市条例では独自基準を設けていません。
増田委員：	わかりました。質問ですが、枚方市での公害苦情は何が一番多いですか。
事務局：	平成23年度の苦情処理件数では、大気汚染が11件、水質汚濁が32件、騒音が51件、振動が7件、悪臭が6件ということで、騒音苦情が全体の半分程度でした。
浅野会長：	従来の条例でもそれらは大きな問題にならずに解決してきたのですから、今回の条例の見直しによりなお一層良くなるものでしょうか。
事務局：	苦情処理につきましては、規制基準違反の場合は規制基準の遵守を指導し、近隣でお困りの騒音苦情のような規制基準を適用できない場合は、行政指導として、近所の方が困っておられるというお願いにご協力をいただくことで、解決に至るケースがあります。
浅野会長：	ありがとうございました。 それでは、また一つ目の案件に戻ってご意見をいただいても結構ですので、審議案件の二つ目に入りたいと思います。この部会報告を本審議会でお認めいただけましたら、市長の諮問に対する答申を行うことになります。答申に際しての案を事務局からご説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
事務局：	(資料2について説明)
浅野会長：	ありがとうございました。何かご意見がありましたらお願いいたします。
野田委員：	附帯意見につきまして、部会でなかなか本編に入れられない意見を附帯意見に入れるような形になることが多いかと思っておりますので、少し内容のご説明をいただければ嬉しく思います。
下野委員：	枚方市公害防止条例の見直しの大きな制度の変更点として、工場等の規制を許可制から届出制への移行が挙げられます。届出制につきましては、行政と事業者が

コミュニケーションをとりながら良い方向へと進めていく趣旨を踏まえた上で、適切に運用していただきたいとしています。また、地下水採取規制につきまして、地盤沈下は一旦起こると回復が困難であるため、地下水位測定等の監視体制をしっかりと確保し、あわせて市民に対しての情報発信を望むものです。さらに、環境基本条例との関係につきまして、条文が同等である部分を公害防止条例から削除しますが、公害防止条例は環境基本条例に則ることを理解し適切に運用していただきたいと示しています。届出制への移行につきましては、外観的には規制緩和のように見える部分がありますので、先ほどの趣旨を強く理解した上で適切な運用を求めるということを、部会の意見として示させていただいております。

浅野会長： ありがとうございます。今回の見直しの大きな3つの変更点について、趣旨を踏まえた運用をお願いしたいということで、附帯意見の(1)(2)(3)として示していると理解していただければよいかと思います。繰り返しになりますが、許可制から届出制という制度の変更がありますが、市の環境対策が後退するものではなく、より市民の皆さんとコミュニケーションを図りながら、よりよい環境づくりに取り組みましょうというものです。

増田委員： 地下水の採取には、事業者の費用負担はありますか。

事務局： 費用負担を市が求めるということはありません。

増田委員： そうしますと、最初に採取した事業者が得をすることになりませんか。

事務局： 地下水位が低下して地盤沈下の傾向がみられた際に、新規事業者だけを規制して従来の事業者を規制しないということではなく、採取者全員に採取量削減努力義務をかけることで、先に井戸を掘った事業者が優先されるのではなく全員で地盤沈下防止に取り組むとするものです。事業者への費用負担は設けませんが、井戸の掘削には莫大な費用を要し、地下水利用においても浄化設備等の費用が発生します。排水を河川に流す場合にも、水量が多いと厳しい規制基準が適用され、その浄化施設費用も必要になります。

三田村委員： また、下水道に流す際にも下水道料金がかかります。

浅野会長： 一方で、農業用水はずっと不足している問題もありますね。

三田村委員： 農業用水は田んぼに水を入れますので、田んぼから涵養されて地下に戻っていきます。市内の幾つかの地下水位観測点で1年ほど測定したところ、灌漑期には農業用水のために地下水位が下がりますが、秋に田んぼから水が無くなる頃には水位が回復しているという結果が見られました。このことから、農業用水は過剰に揚水されておらず、農繁期には水が汲み上げられ水位が下がっても農閑期に水位が回復していますので、ある程度バランスがとれている状態にあるといえます。現在ではそういったデータが得られており、今後は事業者からの届出による観測

データも収集しますので、それらから水位が季節変動はあるが年間で回復していることを確認し、もし回復せず下がっている状況が生まれると地盤沈下につながりますので、監視体制としてデータを収集し、市民へ情報発信することで規制できると思います。

浅野会長： ありがとうございます。

石川委員： 答申の中で「規則」「規定」「規制」という言葉が出てきますが、それぞれ意味を使い分けているのでしょうか。

事務局： そのとおりです。「規則」は、施行規則としての意味の規則を示し、「規定」は、そういうのを全て含む、あるいは要綱や書面等で決まっているものを広く示した表現として使っています。適切に示していると思いますが、再度内容を確認し、何かあれば文言を修正させていただきます。

野田委員： 公害規制と関係があるかわかりませんが、お伺いしてもよろしいでしょうか。
例えば今後バイオマス利用等が進められていく中で、一般家庭や大工場以外の、小規模事業場がバイオマス利用の暖房等の施設を使用する際に、排ガスや煙の問題が発生した場合は、どの条例の対象となるのでしょうか。市街地の一般家庭では薪ストーブ使用は難しいと思いますが、都心部でもバイオマス利用の方策が広がってきていますので、条例と整合性をとる必要が出てくるのか教えていただければと思います。

事務局： 以前はご家庭や事業所の焼却炉でごみを処分されていたこともあると思いますが、ダイオキシン問題が出た際に規制が厳しくなり、焼却炉が一気に無くなった経過があります。バイオマスで燃やした場合も、廃棄物の焼却であればダイオキシンの規制がかかりますので、ダイオキシン等の問題が無ければ特に規制はないと思います。ただ、条例とは別になりますが、燃やすことで煙が出て、近隣から洗濯干しやにおいのことで苦情が出れば、苦情処理ということになるかと思います。ただ、公害防止条例は、事業活動に伴う公害を規定するものなので、個人の活動までを規定することは今のところ予定していません。

浅野会長： ありがとうございます。その他、ご意見はありませんか。

各委員： （意見なし）

浅野会長： それでは、私、会長にご一任いただきまして、この形で市長へ答申させていただきたいと思います。

どのような法律や条例があり、いくら改正したとしても、最終的には市民と行政が一体となった話し合いの中で解決するということが必要となります。そういった話し合いが大事なものであることを、附帯意見の中に盛り込んでいただいたということで、まとめにしたいと思います。

<閉 会>

浅野会長： それでは、本日の審議は終了いたします。ありがとうございました。